

産業廃棄物収集運搬業許可証

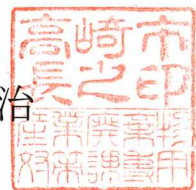
住 所 群馬県高崎市倉賀野町2465番地4

氏 名 株式会社環境システムズ
代表取締役 塚田敏則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

高崎市長

富岡 賢治



許可の年 月 日 令和 7年 3月 19日

許可の有効期限 令和 12年 3月 18日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を除く）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、
⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コン
クリートくず及び陶磁器くず、⑭鉋さい、⑮がれき類、⑯動物のふん尿、⑰動物の死
体、⑱ばいじん（以上18種類）

※汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンク
リートくず及び陶磁器くずについては、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水
銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉋さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん
等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

(3) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を含む）

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥金属くず、⑦ガラスく
ず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上7種類）

※汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンク
リートくず及び陶磁器くずについては、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水
銀回収を義務付けるものを除く。）を含み、廃電球類（蛍光管・電球・水銀封入物）、
廃電池類（乾電池（一次電池）、蓄電池（二次電池））に限る。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替 え又は保管を行う産業廃棄物の種類

(1) ア 積替え又は保管施設の設置場所

群馬県高崎市倉賀野町3250番地7

イ 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上7種類）

※汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含み、廃電球類（蛍光管・電球・水銀封入物）、廃電池類（乾電池（一次電池）、蓄電池（二次電池））に限る。

保管面積 36.465㎡ 保管容量 92.985m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

令和 7年 3月 19日 新規許可

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無